

第四十三回国会 大蔵委員会 議 録 第三十五号

昭和三十八年六月十四日(金曜日)
午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長 白井 莊一君

理事足立 篤郎君 理事嶋田 宗一君

理事毛利 松平君 理事山中 貞則君

理事吉田 重延君 理事有馬 輝武君

理事堀 昌雄君

安藤 覺君 伊藤 五郎君

大久保武雄君 岡田 修一君

金子 一平君 川村善八郎君

田澤 吉郎君 濱田 幸雄君

藤井 勝志君 坊 秀男君

佐藤觀次郎君 田原 春次君

芳賀 貢君 広瀬 秀吉君

武藤 山治君

出席國務大臣

郵政大臣 小沢久太郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 原田 憲君

大蔵事務官 平井 迪郎君

(主計局給与課長)

委員外の出席者

議員 有馬 輝武君

大蔵事務官 松井 直行君

(大臣官房財務調査官)

専門 員 披井 光三君

六月十三日

委員藤井勝志君及び芳賀貢君辞任につき、その補欠として牧野寛索君及び野口忠夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員野口忠夫君辞任につき、その補

欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同月十四日

委員牧野寛索君辞任につき、その補欠として藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三一号)

砂糖消費税法を廃止する法律案(有馬輝武君外八名提出、衆法第四二号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一八〇号)

○白井委員長 これより会議を開きます。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑はありませんか。——御質疑がないようでありますから、本案に対する質疑はこれにて終了いたします。

○白井委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ることといたします。

採決いたします。

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○白井委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○白井委員長 次に、本案に対しまして、広瀬秀吉君より、三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者の趣旨説明を求めます。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきまして、三派を代表いたしまして提案の理由を御説明申し上げ、満場一致の御承認をいただきたいと存じます。

まず、提案理由の説明に入る前に、案文を朗読いたします。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、本法の所管省が三省にわたり、これがため適切な改正について時宜を失する点があると思われるから、政府は本法の改正についての担当省を一本化するよう改善の措置を検討すべきである。

二、恩給法等の改正と同一問題でありながら、本法の改正が遅延することにより、組合員の不利益をまねくおそれがあるので、今後は同時改正を行なうよう留意すべきである。

三、数次にわたる法律改正が掛金の増徴等をまねくことのないよう追加費用の繰入れについて充分配慮すべきである。

前回の委員会におきまして、同僚横山委員から担当大臣である郵政大臣に対して質問をいたしましたわけでありまして、大臣もこの附帯決議の案文の内容についてはおおむね賛意を表されておるわけでありまして、

第一の点につきましては、今日まで所管省が三省、担当大臣は郵政大臣がなったり、運輸大臣がなったりというやうな形で、いわゆるぐるぐる回りやうな形にわたってまいりました。そのときの経緯に徴しまして、そのときそのときの改正だけ担当すればいいのだというふうなことから、その中で国会の審議を通じていろいろ問題点が出され、検討を要求いたしました。その検討をいたしましたという約束をいたして、それが必ずしも十分に申し送られていないというふうな事例等も間々あったのであります。そういうふうなことから、またほかの同様の恩給法あるいは国家公務員共済組合法などの関連におきましても、綿密な相互のバランスという観点からの検討というふうなこともなかなかされない。その場合の法律改正だけをやらねばあきと向こうさまたせというふうな空気がありますので、この第一の点につきましては、ぜひひとつ責任を持って、絶えずそれらとの関係、組合員の福祉をより増進するという立場に立つて、綿密な検討を絶えず加えて改正に当たっていくというために、どうしても

一本化していただきたい、かように考えるわけでありまして、

第二番目の点は、申し上げるまでもなく、やはり今日までの経済に徴しまして、恩給法が改正されてから一年ないしそれ以上もおくれるという場合がございまして、同じ問題でありながら常に公企業職員等の共済組合法の場合にはその改正実施がおくれる、こういうふうな事態が今日までの普通の状態になっておるわけでありまして。これは組合員の利益から見ても遺憾なこととてございまして、この点もぜひ同時に改正というふうな方向でやっていた方がいいと思ふわけでありまして。この点は第一項とも深い関連があるわけとてございまして、

さらに、数次にわたって恩給法の改正に見合った改正が行なわれまして、追加費用も相当かさんでまいりました。公共企業体の場合には、公共という字は冠せられてはおりますけれども、企業体であり、独立採算制がとられておるわけでありまして。こういう場合において、企業経理を圧迫するというような事態の起こるおそれもあるし、また掛け金の増徴にそれがはね返っていくというふうな憂いもありませんので、この点につきましても、公共企業体に移管した当時から経緯をずっとさかのぼりまして、また今日恩給負担も公共企業体が毎年毎年しているというふうな実情にもかんがみまして、これらの事態の起こらないように、追加費用の繰り入れ等につきまして、国公共企業体、両者において、掛け金の増徴とい

うような事態のないようにぜひひとつ十分な配慮がなされてしかるべきであらう、かように考えるわけございまして、政府におきましても、本委員会の附帯決議の趣旨に従いまして、この趣旨を実現するよう早急な施策というものを講ぜられるように、心から強く要請をいたしまして、提案理由の説明といたす次第であります。(拍手)

○日井委員長 これにて提出者の趣旨説明は終わりました。

おはかりいたします。広瀬秀吉君提出の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○日井委員長 御異議なしと認めます。よって広瀬秀吉君提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○日井委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○日井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○日井委員長 有馬輝武君外八名提出の砂糖消費税法を廃止する法律案を議題といたします。

砂糖消費税法を廃止する法律案

砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)は、廃止する。

附 則

- 1 (施行期日)
この法律は、昭和三十八年七月一日から施行する。
- 2 (砂糖消費税法の廃止に伴う経過措置)
この法律の施行前に課した、又は課すべきであった砂糖消費税については、なお従前の例による。
- 3 旧砂糖消費税法(以下「旧法」という。第十五条の二第一項本文又は第十六条の二第一項本文の承認を受けてこの法律の施行前に保稅地域から引き取られた砂糖類に係る砂糖消費税の徴収については、なお従前の例による。
- 4 旧法第十八条の二第一項本文の承認を受けてこの法律の施行前に消費された砂糖類に係る砂糖消費税の徴収については、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行前に旧法第十八条の二第一項本文の承認を受けた砂糖類を原料として消費し旧法第十八条第一項第三号に掲げる物品を製造した者については、旧法第十八条の二第七項及び第八項の規定は、なおその効力を有する。
- 6 前項の規定によりその効力を有する旧法第十八条の二第七項本文の規定に違反した者については、旧法第三十六条第三号及び第三十九条の規定は、なおその効力を有する。
- 7 砂糖類の製造場から移出された砂糖類でこの法律の施行後に当該製造場にもどし入れられたものについては、当該砂糖類につき、当該移出により納付された、又は納付されるべき砂糖消費税額に相当する金額の控除又は還付は、行なわれない。
- 8 他の砂糖類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られた砂糖類で砂糖類の製造場に移入された後この法律の施行後にその移入した製造場からさらに移出されたものについては、当該砂糖類につき、当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき、又は保稅地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべき砂糖消費税額に相当する金額の控除又は還付は、行なわれない。
- 9 この法律の施行前に課税済みの砂糖類を原料として製造した旧法第十八条第一項各号に掲げる物品の製造者又は輸出者に対する砂糖消費税額に相当する金額の還付については、なお従前の例による。
- 10 この法律の施行前に輸出した旧法第十八条第一項第三号に掲げる物品で、この法律の施行前又はこの法律の施行後に本邦にもどされたものが、この法律の施行後に保稅地域から引き取られ、又は保稅地域において消費された場合においては、当該物品に係る砂糖消費税についてはなお従前の例による。
- 11 旧法第五条第二項ただし書の規定の適用を受けた砂糖類を原料として製造した物品が、この法律の施行後に輸出以外の目的で、保稅地域から引き取られ、又は保稅地域において消費された場合においては、当該物品に係る砂糖消費税については、なお従前の例による。
- 12 (災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正(正)。
- 13 徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項本文中「砂糖、糖みつ若しくは糖水」、「販売する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ又は糖水を含む。」及び「砂糖消費税、」を削り、同条第二項中「砂糖消費税法第二十一条第一項」を削る。
(相続税法の一部改正)
- 14 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十四条第二項中「砂糖消費税」を削る。
(会社更生法の一部改正)
- 15 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第九十九条前段中「砂糖消費税」を削る。
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)
- 16 日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百二十二号)の一部を次のように改正する。
第一条中「砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)」を削る。
第七條本文中「砂糖消費税」を削る。
- 17 (酒税法の一部改正) 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。
第三条第五号ハ中「砂糖消費税法」を「旧砂糖消費税法」に改める。
(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)
- 18 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第一条中「砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)」を削る。
第四条中「砂糖消費税法」を削る。
(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)
- 19 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第一条中「砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)」を削る。
第二条第一号中「砂糖消費税」を削り、同条第二号中「砂糖消費税法第一条(課税物件)に規定する砂糖」を削る。
第五条第三項ただし書中「砂糖消費税法第五条第三項(引取りとみなす場合。）」及び「砂糖消費税、」を削る。
(国税徴収法の一部改正)
- 20 国税徴収法(昭和三十四年法律第一百四十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「砂糖消費税」を削る。

を創る。

(国税通則法の一部改正)

20 国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

(第二条第三号中「砂糖消費税」を削る。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

21 この附則の規定により従前の例によることとされる砂糖消費税については、改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七号、改正前の相続税法第十四条第二項、改正前の会社更生法第十九条、改正前の国税徴収法第二条第三号及び改正前の国税通則法第二条第三号の規定は、なおその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

22 この法律の施行前に改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七号(改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)の規定により砂糖消費税の免除を受けた物品に係る

砂糖消費税の徴収(追徴を含む。)については、なお従前の例による。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

23 この法律の施行前に改正前の輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第五号第一項若しくは第七号第一項の規定により砂糖消費税の免除を受けた物品に係る砂糖消費税の徴収又は砂糖消費税を納付して輸入された物品を原料品として製造した貨物でこの法律の施行後に輸出されたもの若しくは返送のため本邦から輸出される物品でこの法律の施行後に保税地域に入れられたものに係る砂糖消費税額の還付については、なお従前の例による。

(印紙等模倣取締法の一部改正)

24 印紙等模倣取締法(昭和二十二年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「砂糖消費税法第三十三条の規定による砂糖消費税証紙」及び「砂糖消費税法第三十三条の二の規定による検印の印影」を削る。

(罰則に係る経過措置)

25 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる砂糖消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由 諸般の事情にかんがみ、この際砂糖消費税法は廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行による減収見込みは、約二百五十億である。

○日井委員長 提出者より提案理由の説明を聴取いたします。有馬輝武君。

○有馬(輝)議員 砂糖消費税法を廃止する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

ただいま議題となりました砂糖消費税法を廃止する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

最近の原糖の国際価格の騰貴と相まって、砂糖消費税の価格の上昇は著しいものがあり、白糖袋詰めキロ当たり百六十円から百八十円とはなれ上り、国民生活を圧迫いたしております。現状は無視できないものがあります。そこで政府としては当然すやかにこれを対処するための適切な措置を講ずべきであります。

中すまでもなく、国際的に見ましても異常に高い砂糖消費税をもちまして、わが国における砂糖に對する課税が率に過ぎる点に大きな原因があることは明らかであります。

そこで、この際、特に大衆生活必需品物資に對しましては課税しないという原則に立つて、当面の砂糖小売価格の上昇に苦しむ大衆生活の安定のため、砂糖消費税は撤廃すべきであると存するものであります。これが本法律案を提出する理由であります。

次に、その内容の概要を御説明いたします。

本法律案は、砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)を廃止すること

を骨子としたしております。また、この法律は昭和三十八年七月一日から施行いたすこととしたしております。したがって、砂糖消費税法の廃止に伴いまして、所要の経過措置を講ずる等の改正を行なうこととしたしております。

以上が本法律案の提案理由並びに内容の概要であります。

なお、本法律案の成立により生ずべき租税収入の減につきましては約二百五十億円と見込まれております。何とぞ御審議の上すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○日井委員長 次に、内閣提出の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約(以下「条約」という。)

第二条 前項の規定は同項に規定する配当に對する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五(同項ただし書に規定する配当に對する所得税額に對しては、百分の十)に相當する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当に對する申告納税に係る所得

を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当に對する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第二条 所得税法第一条第二項の規定に該當する個人又は同条第六項の規定に該當する法人(同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。)で条約第二号第一項(同に規定する連邦の居住者であるもの(以下「連邦の居住者」という。))が支払を受ける条約第七号第一項本文に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある条約第二号第一項(1)に規定する恒久的施設に附せられるものを除く。)に對する同法第十七号第一項、第十八号第二項又は第四十一号第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第七号第一項ただし書の規定に該當するものに對する同法第十八号第二項又は第四十一号第一項若しくは第二項の規定については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2 前項の規定は同項に規定する配当に對する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五(同項ただし書に規定する配当に對する所得税額に對しては、百分の十)に相當する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当に對する申告納税に係る所得

第一類第五号 大蔵委員會議録第三十五号 昭和三十八年六月十四日

三

税等の軽減

第三条 所得税法第一条第八項第一号

又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する連邦の居住者が前条第一項に規定する配当に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の十五（同項ただし書に規定する配当については、百分の十）に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2 前項に規定する所得税額又は法人

税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

(実施規定)

第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省で定める。

附 則

1 この法律は条約効力発生の日から施行する。

2 第二条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二項第一項に規定する配当について、同条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当

該配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3 第三条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日（同条第一項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべき同項に規定する所得について適用する。

理 由

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約を実施するため、マラヤ連邦の居住者が支払を受ける配当に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○日井委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。原田大蔵政務次官。

○原田政府委員 ただいま議題となりました所得に対する租税に關する二重課税の回避及び防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について、提案の理由及びその内容を御説明いたします。

政府は、今回、マラヤ連邦との間に所得に対する租税、すなわち所得税及び法人税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約に署名し、その締結の御承認方につき別途御審議を願っているものでありますが、この条約に規定されている事項のうちには、さらに、法律の規定を要するものがありますので、これにつき所要の立法措置

を講ずるため、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

この法律案は、配当に対する所得税法及び法人税法の特例を定め、源泉徴収所得税並びに申告納税にかかる所得税及び法人税の軽減を行なうことを規定するものであります。

すなわち、わが国の所得税法及び法人税法によれば、非居住者または外国法人の取得する配当については、その収入金額に対し二〇%の税率で源泉徴収所得税を徴収し、その者がわが国に支店等を有して事業を行なっている場合には、その支店等の他の所得と総合計算の上、課税することとなっております。これに対して、今回の条約におきましては、マラヤ連邦の居住者または法人がわが国の法人から取得する配当に対する税率は、通常の場合に比べては一五%、特定の子会社たる法人からの配当については一〇%をそれぞれこえてはならないこととされており

ます。

この法律案は、この条約の規定に従い、わが国の法人からマラヤ連邦の居住者または法人に支払われる配当に対する源泉徴収所得税の税率を、通常の場合については一五%、特定の子会社たる法人からの配当については一〇%とそれぞれ定めることとしております。さらに、マラヤ連邦の居住者または法人が取得する配当で、これらの者の恒久的施設に帰せられないものに對する申告納税にかかる所得税は法人税の税負担についても、条約の規定するところに従い、その区分に応じ、一五%または一〇%をそれぞれこえないようその税額を軽減することとし、その他条約を実施するため所要の規定を設

けているのであります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○日井委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次会は来たる十八日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十九分散会

(参 照)

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第二三一号）に關する報告書（別冊附録に掲載）